

明治初期の歯学

山 田 平 太*

歯学の伝来

江戸時代の後期にオランダ語を通じ西洋医学の中で、歯学の1部が伝来したことは認めるが、これは医術として外人医師により伝えられたものである。私達は外人歯科医が来日した年を日本の歯学発足年としている。

最初に来日したのは、アメリカ人歯科医イーストレキで、神奈川に上陸、歯科開業したようである。

徳川幕府は世界情勢におかれて、安政6年(1859)5月に函館、神奈川、長崎港を開き、ロシア、イギリス、フランス、オランダ、アメリカの5ヶ国に貿易を許した翌年万延元年(1860)彼は来た。イーストレキが東洋に来航の動機は不明で、当時アメリカ人は東洋殊に支那に関心をもって渡支する多くの人があり、この人はなにを対象にしたか、余暇に興味を持った東洋の貝類を収集しようとし、支那に行くところを日本に寄ったのを機とし在日したと推測できる。

その頃の国情は外人に対する感情は好感を持たなかった。これを知る資料に安政動乱記という写本があって、安政、万延頃の書き留めで、これによると江戸その近隣では、市井の人は外人を見ると投石、悪口を云ったと書いている。この状態は慶応まで続いたのであろう。慶応3年の町触れで外人に投石、悪口の挙動をした者は召し捕えると3度触れが出ている。

このような世相と在日外人の数が少なかったためか、イーストレキは間もなく去った。

明治元年(1868)彼は再び来日し横浜で歯科開業しこのとき長谷川保が師事した。アメリカ人エリオットは医師、歯科医で明治3年から明治7年まで横浜で歯科を開業、小幡英之助が師事した。長谷川と小幡は日本人で歯学を修得した先駆者である。この外、日本で歯科開業し日本人を門生とし育成したのはフランス人アレキサンドル(明治5年～10年)。アメリカ人歯科医ギユリック(明治12年～15年)で、歯学を日本人の1部に認識させて歯科医になる動機となった。この外人歯科医の開業は短年月であるが、この人達について業に精進した約10名が歯科医になり、門生を養成したのと、アメリカで偶然の動機

から転向し歯学を修得し、明治11年に帰国開業した高山紀斎の努力で、日本の歯学の基礎が築かれた。

外人歯科医が邦人歯科医に教えた範囲については記録はないが、邦人歯科医が施術した範囲からは、第18世紀後半から第19世紀前半におけるアメリカの歯学、すなわち近世歯学の初期のものである。したがって、日本の歯学は世界水準で発足したのである。その後は新しい学説、技術はアメリカ歯学から教えられ、それをまねたのである。

江戸時代から明治前期まで入歯師、歯抜きといわれた者が、人集めに演じた居合抜き、曲ごまが大衆に印象づけられていたので、歯科医術はこういうものと誤解されていた。文化人の田口卯吉は、「我が邦歯科施術を専門の業とするものの社会に現出したは、徳川時代の当初にあるが如し、野師と称せられ或は入歯師と呼ばれ1賤業であった」(大日本社会字彙)と書いている。明治初期の歯科志願者は士族出が多いので身分を落とすに反対する傾向があり、また洋式医師の中には歯科は新しい業で将来性がある。手先きの器用な者に適するとすすめた者もあった。

福沢諭吉は学問のすすめで、立身出世のために学問をすると書いているが、歯科志望の者は歯科医業は金が儲かるからと云うのである。

明治維新前には、口内療治は医者が兼業し、室町時代に口内科の専門医が出て江戸時代には、その数は多くなった。世は明治となり医術試験規則では1科専門の免許を受けられるものは産科、眼科、口内科であるが、明治12年に口内科は規則から抹消されて廃止となった。

規則上は医歯合体

日本では明治以前は医業は自由業で、何人でも医業を行なって差し支えなかった。明治元年12月7日初めて医師となるには試験を経て免許を受けなければならないと布達して、医業は免許業であると方針を決定したが、歯科医業については触れていない。医業の中に含めたか、その頃には邦人で歯科医業を行なう者はなかったためか、いずれにしても当路者は歯科を無視している。

しかし、明治12年内務省布達で医師試験規則を定め、医術科目に歯科が加えられたので、歯科医になるには医師と同じく、この規則で受験したのであった。この動機と考えられるのは、この試験規則が布達される前、歯学を修得した者が明治8年に希望して歯科医術開業試験を願い出て受験合格している。当時には歯科医術開業試験については何も規定はなかったが、過渡期であったこと、医業を免許制にした方針に合致するので許可したの

* 前出

であろう。明治10年に2人の歯学修得者は自ら希望して受験合格した。今後歯科試験を願い出る者があるとして規則の不備を補なって明確化したのであろう。以後試験規則は改正されても歯科は1科専門で開業できる規定は変らなかった。

明治16年までは志願により1科の専門免許を下附された科も、その後1科専門免許は廃止された。しかし、歯科は普通外科術とやや違うところがあって医師と同視すべきものでない。別に1科専門営業とすべきであるとの見解で、明治16年の医師試験規則では、医科試験と歯科試験とを別々に定めている。そこで医師と、医師の資格のない歯科医ができることとなった。

歯科医術開業免許は明治16年の医師免許規則に拠り授与され、明治16年末までに受験合格の歯科医は医籍に、明治17年以降は歯科医籍に登録されている。免許規則の附則として、歯科医術開業免許を受けんと欲する者は、この附則に従うべしとの案は中止されたので明確を欠くが、明治39年の歯科医師法の制定までは医師免許規則が適用された。また大正2年に歯科医師試験規則（大正11年から施行）ができて、歯科試験は医術開業試験規則の適用を受けなくなった。

かように歯学は医学の中に含まれ、歯科に関する医事は明治初期から医科の規則を適用されたが、医術と歯術とは別々に行政上の取り扱いうけた。

歯学の特殊性

歯学の性格は歯科医学と歯科工学とから成り、歯科は医学の1部と工学的知識の1部を修得しなければならない。歯科医は医師と同視すべきものでないと云うのは工学の面を指し、補綴作業のことである。したがって歯科医業の全部は医業に包含されるものでないのに、医業の1部として行なうとの見解で明治初期から医師の免許を受けた者は、歯科医業を行なって差し支えなかった。この矛盾を歯科医側は不満とし、歯科医業の特殊性といわれるものは医師には禁止すべきであると、大正5年の歯科医師法改正で補綴に関する技術に属する行為を医師に禁止した。この他の行為は歯科医業であると同時に医業である。医師に対し特殊の行為を禁止したので、これらの補綴技術を一定期間修業して主務大臣の許可を受けた医師は、歯科医師とみなされて禁止行為ができる特例を設けた。この医師を歯科専門標傍医というが、この制度は昭和23年に廃止された。

教 育

明治になって医学教育は国が直接手を下すか公立の教育機関があって、近代医学教育は急速に発展した。しか

し歯学教育は永い間国策からとり残され、全く歯学教育機関はなかったにかかわらず、歯科希望者は開業試験を受けることとなったので、自ら対策を講じなければならなくなって、少数の開業歯科医を受験準備の場を選んで、開業歯科医の許で歯科技術の修業を、理論は独学が普通、師のノートがあるのは転写した。参考書は明治14年出版の「保歯新論」、この本は学術書としては物足りないが、この程度の知識で学説試験に応ずることができたと云える。ついで「歯科全書」（上巻明治18年、下巻明治20年）が出版された。アメリカの歯科書を訳した難もあるが受験者に読まれた。私立の歯学講習会の設置は解のもの明治22年で、これが歯学教育機関の初めて、アメリカの歯学書、雑誌の内容を講義した。歯学の性格から教育は医学教育とは別であった。

紛 争

皇漢医学は明治になって廃止の運命にあったが、洋医学に対して優勢な数を占めていた。

漢方医と洋方医との間に医学上、治療上において紛争が展開され、明治30年頃に至るまではくり返された。

同じ傾向は歯科にもあって、口中医の外に入歯師、歯抜きと呼ばれた者が明治になっても残っていたので、明治18年に入歯々抜口中療治営業の者の取締規則を定めるよう府県に達し、各府県で規則をつくった。これらの人達は各府県で下付した営業鑑札で開業し、口中療治者と歯科医との行為の差は、鑑札営業者は毒劇薬の使用を禁止した点で、その他は歯科医行為と同じなので、一般には歯科医と営業者との区別が的確でなく、且つ近親感もあって営業者の診療を受ける者は多かった。事実営業者の中には技術のすぐれた者もあり、数の上からは明治22年頃歯科医約150人に対し、鑑札営業者800人（推定）で圧倒的に多かった。東京府では歯科医側から挑戦し暴力行為まであって、この紛争は明治40年頃まで続いた。漢方医、鑑札営業者ともに時潮には抗すべくもなく次第に衰退するに至った。（特別講演）